

ごみや環境の記念日

ごみ減量や環境・循環・廃棄物問題解決のために、
「記念日」や運動を強調するための「推進週間・月間」が制定されています。

その一部をご紹介します。



● 4月22日は「清掃デー」

新年度が始まって間もない4月22日は、清掃法が制定されたことを記念して「清掃デー」とされています。1954年（昭和29年）に従来の「汚物掃除法」を改正して「清掃法」が誕生しました。

「汚物掃除法」は1900年（明治33年）に伝染病の蔓延を防ぐために制定されたもので、これにより、ごみ収集が市町村の事務として位置づけられました。清掃法の目的は、公衆衛生の向上で、汚物の衛生的処理と生活環境の清潔化に関する規定が設けられました。「清掃デー」の元になった清掃法も、大量消費、大量廃棄の社会的事情からごみ問題が顕在化してきました。そのような経緯を経て、1970年（昭和45年）に清掃法を全面改正及び廃止する形で、現在まで続く「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が成立しました。

環境衛生週間

日本の環境衛生全般、特にごみ問題を中心とした啓発活動を目的にした週間です。
毎年9月24～10月1日。これは清掃の日（9月24日）から浄化槽の日（10月1日）までです。「週間」とありますが期間は8日間です。期間中は、廃棄物の減量化・リサイクル・ごみの散乱防止・公共施設の清潔の保持などの啓発活動が実施されます



5月30日はごみゼロの日

「ご（5）、み（3）、ゼロ（0）」
の語呂合わせです。毎年5月30日を「ごみゼロの日」としています。

「530（ごみゼロ）運動は、1970年代に愛知県豊橋市の山岳会会長・夏目久男さんの呼びかけで始まりました。

ごみ減量・リサイクル推進週間

1993年（平成5年）厚生省（現在は厚生労働省）→（現在は環境省に移管）により、5月30日を初日とする「ごみ減量化推進週間」として制定・実施されましたが、1997年（平成9年）に5月30日～6月5日（この日は「環境の日」）を

「ごみ減量・リサイクル推進週間」に改称して、ごみ減量やリサイクル推進のための、各種啓発活動や自治会・青少年育成団体が道路のごみ拾いや清掃などの美化清掃活動を行っています。

6月

6月5日は 環境の日

環境の保全についての関心と理解を深めるとともに啓発活動を
図る日として制定されました。

1972年(昭和47年)6月5日からストックホルムで開催
された「国連人間環境会議」を記念して定められました。日本では
1993年(平成5年)に制定された「環境基本法」で6月5
日を「環境の日」と定めています。

環境月間

環境庁(現在の環境省)の主唱により、1991年度(平成3年度)から
6月の一ヶ月間を「環境月間」として、
全国各地でさまざまな環境関連行事が実施されています。

7月

8月

●8月9日は「ハウスクリーニングの日」

ハウスクリーニング協会は、8月9日を「ハウスクリー
ニングの日」に制定して、全国の会員にボランティア
活動を呼びかけています。1990年から同活動がスタ
ートし、30年以上継続する歴史の長い記念日です。
ちなみに日付は「ハ(8)ウスク(9)リーニング」の語呂
合わせです。

9月

●9月24日は「清掃の日」

廃棄物処理法の制定日を記念したのが、9月24日
の「清掃の日」です。1970年(昭和45年)に成立した
廃棄物処理法ですが、公害や産業廃棄物の処理を巡
る諸事情により何度も改正されています。この日を起
点に「環境衛生週間」が10月1日まで実施されます。

(環境省の資料等から作成しました)

3R(スリーアール)って何?

本誌の10月20日付「リサイクルの日」中に記載の3R(スリーアール)の解説です。

3R(スリーアール)とは

Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)の3つのR(アール)の
総称です。

● 一つのR (Reduce リデュース)

とは、廃棄物の発生抑制です。

物を大切に使い、ごみを減らすことです。

例[1] 必要な物は買わない、もらわない

例[2] 買い物にはマイバッグを持参する

● 三つのR (Recycle リサイクル)

とは、再生利用です。

ごみを資源として再び利用することです。

例[1] ごみを正しく分別する

例[2] ごみを再生して作られた
製品を利用する

● 二つのR (Reuse リユース) とは、再使用です。

使える物は、繰り返し使うことです。

例[1] 詰め替え用の製品を選ぶ

例[2] いらなくなった物を譲り合う

(環境省資料から作成)

●10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽の普及促進及び浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的として、1987年(昭和62年)に当時の厚生省、環境庁、建設省の3省庁が主唱し、制定しています。

10月1日としたのは、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が、1985年(昭和60年)10月1日に全面施行されたことによるものです。

10月1日を中心に、浄化槽に関する行事等が行われます。
(環境省の資料等から作成しました)

10月20日は「リサイクルの日」

「リサイクルの日」をご存じですか？ なぜ10月20日が「リサイクルの日」かというと、10月20日という日付が「ひとまわり(10)、ふたまわり(20)」という語呂合わせであることが由来となっています。

1990年(平成2年)に日本リサイクルネットワーク会議が制定しました。

リデュース・リユース・リサイクル 推進月間(略称:3R推進月間)

この記念日を発展させて、現在8省庁(注1)が3R推進の理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間(略称:3R推進月間)」定め、広く普及啓発活動を実施しています。

中央省庁だけでなく、各団体や地方自治体もさまざまな取り組みやイベントを行っています。

食品ロス削減・プラごみ削減・レジ袋有料化に関連したマイバックキャンペーンの取り組みが各地で行われています。(注1 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁)

毎月巡ってくる「エコの日」情報

●毎月1日は「省エネルギーの日」

省エネルギー対策を広く国民運動として展開していくため、政府の省エネルギー・省資源対策推進会議が1980年(昭和55年)に制定しました。

●毎月8日は「お米の日」

お米を作るには88の平間がかかるといわれること、米の字を分解すると八十八になることから、1978年(昭和53年)に全国農産協同組合が毎月8日を記念日に制定しました。

●毎月11日は「いただきますの日」

毎日の食卓に関係するさまざまなつながりに感謝し、その大切さを考え、食の課題を語り合い、アクションを起こしていくプロジェクトが横に並んだ著のイメージで11月11日と毎月11日を「いただきますの日」に設定。自然、いのち、労働、知恵、廣りの人、「いただきます」に込められた5つの感謝を通して、心豊かな食卓を考えましょう。「いただきますの日」普及推進委員会が制定

●毎月16日は「DO YOU KYOTO?」デー(環境に良いことをする日)

京都府定章(1997年(平成9年)に国立京都国際会館で開催されたCOP3で採択された議定書)にちなんで、京都から世界に向けて発信する「環境にいいことしてますか?」という意味の合言葉です。京都市では、京都府定章が発効した2005年(平成17年)2月16日にちなみ、毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー」(環境に良いことをする日)としています

「DO YOU KYOTO?デー」には、京都市全域で、通車などにマイカーを使用しない「ノーマイカーデー」、屋外照明などの高灯を呼びかける「ライトダウン」、市内のレストランなどでろうそくやランプの灯りでディナーを楽しむ「京都ディナー」、などの取組を、市民や事業者の皆様と実施しています。

(京都市情報館の資料から抜粋作成)

●毎月19日は「食育の日」

この日は、農林水産省が取り組む「食育推進政策」のひとつ。2008年(平成18年)の食育推進会議で、作成された食育基本計画で制定された記念日です。

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることです。

毎月19日になったのは、語呂あるようです。

食育の『育(いく)』が「19」を連想させる、「食(しょく)」が「しよ→初→1、く→9」が「19」を連想させることも、食育の日が19日になった理由とされています。

そしてもうひとつ、第一回期の食育推進会議が2005年(平成17年)10月19日に開催されたことにも配慮されているそうです。(農林水産省及び各自治体等の資料から作成)